

第 36 回 農業委員会総会 議事録

内容

1 開 会.....	1
2 議 題.....	1
(1)議事録署名委員の決定について	1
(2)農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定について	2
議案第 1 号.....	2
議案第 2 号.....	4
(3) 農用地利用集積計画に係る意見決定について.....	6
議案第 3 号.....	6
3 閉 会.....	6



日 時 令和 5 年 5 月 19 日 (金) 16 時 00 分
場 所 第一委員会室

○ 出席者

会長	15番	渡邊 浩正			
会員	1番	手塚 みち子	2番	篠木 薫	
	3番	福田 一紀	4番	町野 位夫	
	5番	佐藤 栄一	6番	石塚 英好	
	7番	渡邊 晴夫	8番	大野 文子	
	9番	君島 道夫	10番	阿久津 正一	
	11番	福田 英一	12番	渡辺 正明	
	13番	揚石 明	14番	佐藤 喜久男	

1 開 会

○議長（渡邊 浩正） 皆さんこんにちは。雨の中大変御苦労様でございます。コロナウイルスの方も随分静かになりまして、インフルエンザと同等という事になったんですけども、これからも気を付けて生活していただきたいと思います。本総会の出席議員数は15名となり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。それではただいまから第36回農業委員会総会を開催いたします。

(16:00)

2 議 題

(1) 議事録署名委員の決定について

○議長 矢板市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員が必要となりますが、その選出方法についてお諮りをいたします。

(議長一任の声)

○議長 ただいま議長一任の声がありました。御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○議長 それでは議長より指名いたします。5番 佐藤 栄一 委員、9番 君島 道夫 委員を指名します。指名のとおり御異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 はい。ありがとうございます。

(2) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件(2)、農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について、議題に供します。

議案第1号

○議長 それでは、議案第1号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。なお、本日も現地調査を実施しております。総括的な報告を当番班 4班 班長 10番 阿久津 正一 委員にお願いいたします。

○阿久津 正一 委員 本日、午前9時から、委員3名、事務局2名の計5名で農地法第5条2件の現地調査を実施いたしました。詳細については、各当番委員が報告いたしますので、皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○議長 はい、ありがとうございます。それでは、議案第1号現地調査の詳細な報告を、13番 揚石 明 委員にお願いいたします。

○揚石 明 委員 申請地は、上太田公民館のすぐ北になります。申請地への入口が不明ということで、保留となった案件でございます。事務局に出入口に関する追加資料の提出があったため、それに基づいて確認を行いました。説明をしやすいようにですね、事務局長に写真を撮っていただいておりますので、御回覧ください。譲受人の自宅の西側に倉庫がございます。自宅の南側が申請地です。西側の倉庫の南側に譲受人が昔から生活する上で使用している道があります。今回事務局に追加提出されました資料によりますと、自宅西側の倉庫の北側と自宅の間を通り、申請地に入るという内容でありました。現在この場所には、竹が生えており、整地すれば

車両が通れないことはないのかという思いで見てきました。ただし、許可証を発行する際には、放置されないように、申請のとおり行うよう条件を付せば、委員会として許可を出してもよいのではないかという思いで現状を見てまいりました。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○議長 はい。ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。それでは、議案第1号について、質疑意見等を求めます。

○議長 はい。6番 石塚 英好 委員お願いします。

○石塚 英好 委員 これは、現地案内図と公図を合わせましたか。住宅地図と公図は違う物ですので。公図の全部事項証明書も総会資料に添付していないと。現地案内図を見ただけでは、揚石委員の報告で良いのではないかなという気持ちになりますけれども、底地が誰であるとか、そういうものを出して、これは公衆用道路になってるとか。きちんと公図とその土地の全部事項証明書を各委員さんに見せてもらって、納得していただければ先に進めると思うんですけれども。その確認を付していただきたいと私は思っております。他の委員さんの意見もお聞きしたいと思います。

○議長 はい。では5番 佐藤 栄一 委員の前に13番 揚石 明 委員お願いします。

○揚石 明 委員 御説明不足だったかもしれません。石塚委員が言われたように、譲渡人の自宅に入っていく道はあります。にもかかわらず、別の進入路を提出してきたということは、その進入路は、譲渡人の土地ではないと思います。普通であれば御自宅に入る道から入れば簡単なんです。それが申請書に記載されていないということは、譲渡人以外の持ち物であり、昔からずっと使用しているので、御自宅の出入口になっているのであろうなど。これで条件を付けないと多分、今回申請書に書いてきた場所を何もいじ

らず、ほとぼりが冷めたら、この進入路から出入りする状況になってしまうのかなという思いがありました。以上でございます。

○議長 はい。ありがとうございました。では、5番 佐藤 栄一 委員お願いします。

○佐藤 栄一 委員 暫時休憩をお願いいたします。

○議長 はい。ではここで暫時休憩とします。

(休憩)

○議長 それでは、議事に戻ります。質問はございませんか。ないようでしたら採決をいたします。議案第1号について、条件については事務局からお願いします。

○事務局長 はい。譲受人には、口頭での転用申請事業計画の適切な施工を求めるとともに、転用許可後の進捗状況報告や完了報告の提出を求めることで対応してまいります。

○議長 はい。ありがとうございました。今の事務局の説明でよろしいですか。それでは、議案第1号について、そのような条件を付けて、決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第2号

○議長 では、議案第2号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、現地調査の詳細な報告を、8番 大野 文子 委員にお願いします。

○大野 文子 委員 申請地は、トーセン製材所の入口から市道を約600m北にあります。譲渡人の息子さんが帰ってくるため、住宅を建てるということで

申請が出ております。現地は、きちっと、保全管理もされておりますので、やむを得ないのかなと思います。どうぞ皆様の慎重審議をお願いいたします。

○議長 はい。現地調査の報告が終わりました。それでは、議案第2号について質疑意見等を求めます。

○議長 はい。9番 君島 道夫 委員お願いします。

○君島 道夫 委員 確認したいのですが、権利の設定期間の年数というのはどのように設定されるものなのでしょうか。

○議長 はい。では5番 佐藤 栄一 委員お願いします。

○佐藤 栄一 委員 賃貸借の場合には、一般に木造住宅の耐用年数を設定するのが多く、営業用では5年とか7年とか短くても構わない。逆に長すぎると貸借ではなく、所有権ではないかとなるので、長年長くても99年まで。それ以上長いと所有権だから、それ以上長い賃借権の設定期間はありえないとなる。一般住宅の場合には普通にその木造住宅の耐用年数を基準に20年や30年という設定をしています。営業の事務所や工場とか、そういう場合には、特に期間はなく契約で5年、1年、10年というものもあります。一般に木造住宅の場合には耐用年数で期間を設定しているのが多いです。以上です。

○議長 はい。ありがとうございます。その他、何かございませんか。ないようでしたらこれより採決をいたします。

○議長 議案第2号について、原案の通り決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。



(3) 農用地利用集積計画に係る意見決定について

○議長 付議事件(3)、農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

議案第3号

○議長 議案第3号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 それでは、質疑意見等を求めます。

○議長 ございませんか。ないようでしたら、これより採決いたします。

議案第3号について原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

3 閉会

○議長 以上で、本日の審議事項を終了することができました。それでは、以上をもちまして、第36回農業委員会総会を閉会いたします。皆様お疲れさまでした。

令和5年 5月 26日

議長 渡邊 浩正

議事録署名員 佐藤 栄一

議事録署名員 君島 道夫